

／ 令和7年度 ／

別海町

認定こども園等利用のしおり

別海町別海常盤町280番地

別海町役場

福祉部福祉課

こども・子育て担当

☎ 0153-74-9642(直通)

FAX 0153-75-2773

はじめに・・・

認定こども園等を利用するためには、次の3つの認定区分により、「支給認定」を受ける必要があります。

町内には、町立の保育所型認定こども園、町立の幼稚園型認定こども園、私立の幼稚園型認定こども園、私立の小規模保育施設等、町立のへき地保育園があり、認定区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	対象となる児童	町内で利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望する児童	・私立認定こども園（幼稚園型） 【別海くるみ幼稚園・別海愛光幼稚園】 ・町立認定こども園（幼稚園型） 【上西春別幼稚園・野付幼稚園】 ・町立認定こども園（保育所型） 【別海保育園・上西春別保育園・中春別保育園】
2号認定	満3歳以上で「保育を必要とする事由」※に該当し、保育を希望する児童	・私立認定こども園（幼稚園型） 【別海くるみ幼稚園・別海愛光幼稚園】 ・町立認定こども園（幼稚園型） 【上西春別幼稚園・野付幼稚園】 ・町立認定こども園（保育所型） 【別海保育園・上西春別保育園・中春別保育園】 ・町立へき地保育園 【上春別・西春別・上風連・本別海】
3号認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」※に該当し、保育を希望する児童	・私立認定こども園（幼稚園型） 【別海くるみ幼稚園】 ・町立認定こども園（保育所型） 【別海保育園・上西春別保育園】 ・小規模・家庭的保育施設 【小規模保育施設 くるり・家庭的保育施設 おひさま】

※「保育を必要とする事由」とは、就労・妊娠・出産・疾病・障がい、介護・看護等です。

詳細は2ページの「保育を利用できる方」をご参照ください。

※2号または3号の認定を受けた場合、保育の必要量に応じ、施設の利用時間が「保育標準時間（1日最長11時間）」と「保育短時間（1日最長8時間）」に区分されます。

（最長利用時間は施設の開園時間により異なります。）

○保育標準時間認定・・・フルタイム就労を想定した利用時間

（最長11時間利用可、保護者の就労時間が月120時間以上）

○保育短時間認定・・・パートタイム就労を想定した利用時間

（最長8時間利用可、保護者の就労時間の下限は月48時間）

※3歳未満児（3号認定）の受入れは生後6カ月からです。

認定こども園とは、保護者の就労状況に関わらず、教育・保育を一体的に行う施設です。

《幼稚園利用》

- ・保護者に就労等の制限はありません。
- ・利用できる時間は原則、朝から昼過ぎです。
（満3歳以上。利用できる時間帯は施設によって異なります。また、登園時間以前および降園時間以降は一時預かりの利用もできます。）

《保育園利用》

- ・就労や疾病等の理由により、保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- ・利用できる時間は、原則朝から夕方です。
（0～5歳児。受入れ年齢・時間は施設によって異なります。）

保育を利用できる方

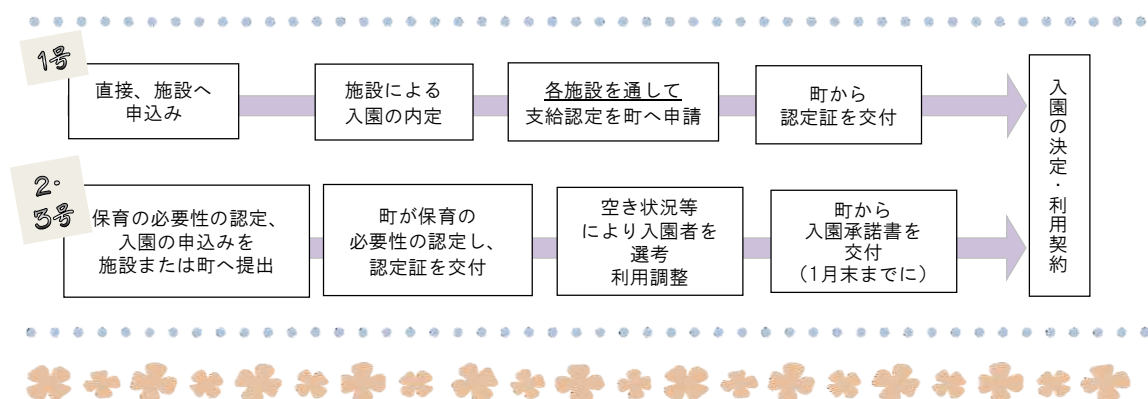
保護者のいずれもが次の「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

保 育 を 必 要 と す る 事 由	保 護 者 の 状 況	入 園 可 能 期 間	添 付 書 類 (保 育 を 必 要 と す る 証 明 書 類)
就労	月48時間以上働いている	就労している期間	就労証明書
妊娠・出産	妊娠中または出産後で休養が必要である	出産予定日の8週間前から出産後8週目の月末まで	母子手帳の写し（予定日および保護者名が確認できる部分）
疾病・障がい	病気やけがによる入院等、または精神や身体に障がいがあり、日中家庭での保育が困難である	療養を必要としなくなるまで	入院・通院にかかる証明書、障害者手帳の写し等
同居親族の介護、看護	おおむね1カ月以上、親族を介護または看護している	介護または看護の必要がなくなるまで	介護を受ける方の入院・通院にかかる証明書または障害者手帳等の写し
求職活動中	求職活動を行っている	90日以内（就労した場合は継続利用可）	求職活動中であることの申立書
就学・職業訓練	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学している期間	学生証の写しまたは在学証明書等
育児期間中の特例利用	保護者の育児休業開始時点で保育施設に入園中の児童について、当該育児休業の間も引き続き入園が必要と認められる	育児休業の対象の子が1歳になる日の属する年度末まで	辞令書または育児休業等取得者申出書の写し
その他	災害からの復旧を行っている、児童虐待やDVのおそれがある	必要な期間	り災証明書、児童相談所の意見書等

※幼児教育や集団生活を経験させること、友達をつくることのみを目的とする場合は保育を必要とする要件になりません。

※待機児童を出さないため、受入れが限られる3歳未満の児童を優先する場合があること、また、各施設で受け入れられる児童数に限りがあることから、ご希望の施設へ入園できない場合があることをあらかじめご了承ください。

※認定こども園の幼稚園部分（1号認定）、へき地保育園については保育を必要とする事由に該当しなくても利用できます。





クラス年齢表

令和7年度の受け入れクラスは次のとおりです。

クラス年齢	児童の生年月日
0歳児	R6.4.2（2024.4.2）～ 入園時点で生後6カ月以上
1歳児	R5.4.2（2023.4.2）～R6.4.1（2024.4.1）
2歳児	R4.4.2（2022.4.2）～R5.4.1（2023.4.1）
3歳児	R3.4.2（2021.4.2）～R4.4.1（2022.4.1）
4歳児	R2.4.2（2020.4.2）～R3.4.1（2021.4.1）
5歳児	H31.4.2（2019.4.2）～R2.4.1（2020.4.1）

施設一覧表

地図 番号	施設名	所在地 (電話番号)	定員	受け入れ区分			開園時間 () は1号認定	土曜日	給食	備考	
				1号	2号	3号					
認定こども園		幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。									
1	公立	別海緑町38番地1 (75-2726)	80	○	○	○	7:30～18:30 (9:00～14:30)	○	○	生後6カ月から 入園可	
2		上西春別保育園	西春別駅前曙町9番地68 (77-2040)	60	○	○		○	○		○
3		中春別保育園	中春別東町103番地1 (76-2030)	60	○	○	×	7:30～18:30 (9:30～15:00)	○	○	3歳の誕生日の 翌月から入園可
4		上西春別幼稚園	西春別駅前西町1番地8 (77-2653)	50	○	○	×	9:00～17:00	×	○	4歳に達する 年度から入園可
5		野付幼稚園	尾岱沼潮見町213番地 (86-2836)	50	○	○	×		×	○	
6	私立	別海くすみ幼稚園	別海旭町206番地 (75-2524)	65	○	○	○	8:00～18:00 (8:30～14:00)	○	○	2歳児から 入園可
7		別海愛光幼稚園	別海緑町108番地39 (75-2535)	65	○	○	×	8:00～18:00 (月～木 8:45～14:00) (金 8:45～13:00)	○	○	3歳の誕生日の 翌日から入園可
小規模保育施設等		家庭での保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。									
8	私立	小規模保育施設 くるり	別海旭町206番地 (74-0182)	12	×	×	○	8:00～18:00	○ 8:00～ 14:00	○	生後6カ月から入園可 別海くすみ幼稚園の 連携施設
9		家庭的保育施設 おひさま	別海常盤町264番地の2 (77-9880)	5	×	×	○	8:30～17:30	×	○	受け入れ年齢2歳児 別海愛光幼稚園の 連携施設
へき地保育園		公立の認可外保育施設です。									
10	公立	上春別へき地保育園	上春別南町102番地 (75-6328)	30	×	○	×	8:30～17:15	×	令和7 年度より学校給 食を提 供	3歳の誕生日の 翌月から入園可
11		西春別へき地保育園	西春別幸町47番地 (77-2344)	20	×	○	×		×		
12		上風連へき地保育園	上風連181番地52 (75-7328)	25	×	○	×		×		
13		本別海へき地保育園	本別海2番地235 (74-9642) (福祉課)	15	×	○	×		×		3歳の誕生日の 翌月から入園可 ※R6年度休園

※13 本別海へき地保育園においては、令和7年度も申込状況によって休園継続となる場合があります。

災害やインフルエンザ等の流行により児童の安全が確保できないと施設長が判断した場合には、休園措置等を取る場合があります。





保育料（利用者負担額）等について

保育料は施設での教育・保育に要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて住民税額により決定することとなっています。

なお、令和元年10月から3歳児以上の保育料が無償となっています（別途給食費等がかかります）。

また、本町では、子育て世帯に対する支援をより強化し、保護者の負担軽減を図るため、平成28年4月から独自で多子軽減の対象範囲を拡大しており、きょうだいの上から順に数えて、第2子は半額、第3子は無償となります。

保育料の算定期間は**4月と9月の2回**です。

《税額年度の変更による保育料の更新について》

令和6年度	令和7年度		令和8年度
9月分～3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和6年度の住民税額で算定		令和7年度の住民税額で算定	

※課税年度の変更に伴い、9月分から保育料が変わる場合があります。

※基準額の詳細については、6ページの「別海町利用者負担額基準表」をご参照ください。

公立と私立の通常保育に係る保育料は同じですが、入園時の諸経費や、毎月または特定月に発生する諸費用については、施設により異なります。5ページの「令和7年度保護者負担費用一覧表」に記載していますが、詳しくはご希望の施設へお問い合わせください。



ご注意ください

- 1 再婚・離婚等により保育料の算定対象者が変わる場合は、事由発生日の翌月から保育料が変更になる場合がありますので、該当する場合は、速やかに別海町役場福祉課へご連絡ください。
- 2 離婚しても児童と同居している場合、別居中でも児童の親権者である場合は、父母の課税額を合算の上、保育料を算定します。また、児童の保護者が父母以外の場合は、実際に児童を養育している方の課税額により算定します。
- 3 祖父母と同居している世帯で、祖父母が家計の主宰者と判断される場合は、祖父母等の課税額により算定する場合があります。
(ひとり親の母親が実家に同居しており、祖父が母親や子を扶養にとっている場合など)



令和7年度保護者負担費用一覧表

園名	入園時	例月・特定月
別海保育園	【3～5歳】教材費 2,700円 【新入園児】クラス帽子 460円	【3～5歳】給食費 月額 4,700円 ※主食は持参 【5歳】鍵盤ハーモニカホース 440円
上西春別保育園	【3～5歳】教材費 2,355円 【新入園児】クラス帽子 580円	【3～5歳】給食費 月額 4,700円 ※主食は持参 【5歳】鍵盤ハーモニカホース 445円
中春別保育園	【新入園児】教材費 2,500円	【全年齢】給食費 月額6,050円 ※学校給食を提供 ※2号認定の満3歳児除く（おやつ代含む） 【5歳】鍵盤ハーモニカホース 450円
上西春別幼稚園	【3歳】教材費 7,000円程度 【4～5歳】教材費 4,000円程度 【新入園児】 制服、麦わら帽子、ベレー帽 10,000円程度	【全年齢】給食費 月額3～5,000円程度 夏季・冬季休業の預かり保育給食費（2号） 192円×日数 おやつ代（1号・新2号）預かり日数×50円 おやつ代（2号）月額 1,000円 【5歳】鍵盤ハーモニカ（希望者のみ） 4,700円程度 証書ファイル 1,000円程度
野付幼稚園	【3歳】教材費 6,000円程度 布団 7,000円程度 （希望者のみ・レンタル有） 【4～5歳】教材費 2,000円程度 【全年齢】制服（レンタル有）等 4,000円程度	【全年齢】給食費 月額3～5,000円程度 夏季・冬季休業の預かり保育給食費（2号） 192円×日数 おやつ代（1号・新2号）預かり日数×50円 おやつ代（2号）月額 1,000円 【5歳】鍵盤ハーモニカ（希望者のみ） 4,700円
別海くるみ幼稚園	【新入園児】入園料 30,000円 教材費 5,000円 制服 【冬】3,800円、【夏】2,600円	【3歳～5歳】教材費 年額 5,000円 【全年齢】給食費 月額 4,800円 （3号認定除く） 育成会費 月額800円
別海愛光幼稚園	【新入園児】入園料 20,000円 個人教材料 約6,000円 施設整備費 5,000円（満3歳除く）	【3～5歳】教材費 月額 500円（満3歳除く） 【全年齢】給本代 月額440円程度 父母会費 月額1,000円 個人教材料 1,500円～5,500円（年齢により変動） 施設整備費 5,000円（満3歳除く） 給食費 月額 4,800円（1号は希望者のみ） 満3歳2号は1,000円（主食代） 【5歳】年長積立金 月額 500円
上春別へき地保育園	【新入園児】教材費 2,240円、クラス帽子 1,660円	【全年齢】給食費 月額 3,840円程度 ※学校給食を提供 おやつ代 月額 1,000円 【5歳】ピアニカホース 495円
西春別へき地保育園	【新入園児】教材費 2,610円	【全年齢】給食費 月額 3,840円程度 ※学校給食を提供 おやつ代 月額 1,000円 【5歳】ピアニカホース 490円
上風連へき地保育園	【新入園児】教材費 2,280円	【全年齢】給食費 月額 3,840円程度 ※学校給食を提供 おやつ代 月額 1,000円 【5歳】ピアニカホース 450円
本別海へき地保育園	【新入園児】教材費 2,200円	【全年齢】給食費 月額 3,840円程度 ※学校給食を提供 おやつ代 月額 1,000円 【5歳】ピアニカホース 500円

※小規模保育施設ぐるり、家庭的保育施設おひさまについては、保護者負担費用はありません。

※作成日時点（R6.11月末）での予定を記載しており、変更となる場合があります。

別海町利用者負担額基準表

【3号認定】（3歳未満）

単位：円

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			3号認定			
			保育標準時間	月額	保育短時間	月額
階層区分	定 義	推定年収		※対象者		※対象者
第一	生活保護世帯	—	0		0	
第二	市町村民税 非課税世帯	～270万円	0		0	
第三	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	～330万円	9,700	4,500	9,600	4,500
第四	市町村民税 所得割課税額 97,000円未満	～360万円		4,500		4,500
		～470万円	15,000		14,800	
第五	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満	～640万円	22,200		21,900	
第六	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満	～930万円	30,500		30,000	
第七	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満	～1,130万円	40,000		39,400	
第八	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	1,130万円～	52,000		51,200	

【へき地保育園】

単位：円

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			2号認定（保育短時間）		
			3歳以上	月額	3歳未満
階層区分	定 義	推定年収			※対象者
第一	生活保護世帯	—			0
第二	市町村民税 非課税世帯	～270万円			0
第三	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	～330万円			7,000
第四	市町村民税 所得割課税額 97,000円未満	～360万円			3,000
		～470万円			3,500
第五	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満	～640万円	0		7,000
第六	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満	～930万円			7,000
第七	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満	～1,130万円			7,000
第八	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	1,130万円～			7,000

【1号認定】

- ・所得階層にかかわらず0円

【2号認定】

- ・3歳児から5歳児は所得階層にかかわらず0円
- ・満3歳児は左表【3号認定】の額を適用

【多子世帯軽減】

階層にかかわらず、保護者と生計を一にする次に掲げるいずれかに該当する者（負担額算定基準者）がいる場合は、最年長の負担額算定基準者から順に2人目は上記の半額、3人目以降は0円とする。（年齢制限の撤廃）

- （1）保護者に監護される者（未成年）
- （2）保護者に監護されていた者（（1）が成年に達した場合）
- （3）保護者又はその配偶者の直系卑属（（1）及び（2）を除く。）

※ ひとり親世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）の子どもについては、各認定の第3階層及び3号認定の第4階層の一部（市町村民税所得割課税額77,101円未満）に限り第1子は上記「※対象者」欄の額を適用し、第2子以降は0円とする。

【多子カウント方法】

国基準	
認定区分	上限
1号認定	小3までの子ども
2・3号認定	就学前までの子ども



町基準	
認定区分	上限
1号認定	年齢制限なし
2・3号認定	

町内施設位置図

